

# 令和2年第2回大山町教育委員会

招集年月日 令和2年2月17日(月) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	湊谷紀子	2番	池嶋順子	3番	朮山洋美
4番	金田吉人				

その他の出席者

## 日 程

1. 開会宣言(午前 時 分)

2. 議事日程の報告

日程第1 会議時間の決定  
自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第2 議案第1号 大山町中高集会所条例の一部を改正する条例について

3. その他

協議事項 1. GIGA スクール構想について  
2. 小規模保育所について

4. 次回の開催日程 令和2年2月28日(金) 午前9時30分

5. 閉会宣言(午前 時 分)

議案第 1 号

大山町中高集会所条例の一部を改正する条例について

大山町中高集会所条例の一部を改正する条例を、令和 2 年 3 月大山町議会定例会に提出する。

令和 2 年 2 月 1 7 日

大山町教育委員会

教育長 鷺 見 寛 幸

大山町中高集会所条例の一部を改正する条例

大山町中高集会所条例（平成17年大山町条例第121号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等に改め、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(管理の委託) 第 3 条 集会所の管理者は町長とし、必要に応じて地域の代表者に管理を委託することができる。 (削る)	(管理の委託) 第 3 条 集会所の管理者は教育委員会とし、必要に応じて地域の代表者に管理を委託することができる。 <u>(運営審議会)</u> 第 4 条 <u>大山町教育委員会に大山町集会所運営審議会（以下「運営審議会」という。）</u>

<p>(委任)</p> <p><u>第4条</u> この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。</p>	<p>を置く。</p> <p><u>2</u> 運営審議会は、教育委員会の諮問に応じて、集会所の行う事業の企画及びその運営につき必要な調査及び審議をする。</p> <p><u>3</u> 運営審議会の委員の定数は、10人以内とし、その任期は2年とする。</p> <p><u>4</u> 運営審議会の委員は、社会教育に関し、広くかつ高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p><u>5</u> この条例に定めるもののほか、運営審議会について必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第5条</u> この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。